

令和3年度における障害者施設等整備計画案件調査 概要

1 調査対象施設・事業所

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設
- (2) 障害児施設
- (3) 補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設

※ 詳細は、別添「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」等を参照のこと

2 提出期限及び提出書類

- (1) 2020年8月28日（金）正午までに豊岡市社会福祉課へ提出

- ① 様式1 令和3年度障害者（児）施設整備等計画一覧
- ② 様式2 障害者（児）施設整備等計画書（個表）

- (2) ヒアリング時の提出書類（日程は後日お知らせします）

- ① 様式2 障害者（児）施設整備等計画書（個表）
- ② 様式3 施設整備等事業実施理由書
- ③ 様式4 法人調書（新設法人の場合は必ず作成）
- ④ 様式5 資金収支予算書（令和3～6年度分）
- ⑤ 様式6 借入金償還計画等一覧表
- ⑥ 様式7 老朽度調査票（改築の場合）
- ⑦ 様式8 市町意見書
- ⑧ 直近2期分の決算書（貸借対照表・資金収支計算書）【既設法人の場合】
- ⑨ 建設予定地図（位置図、付近見取図）
- ⑩ 施設図面（配置図、平面図、立面図）及び整備面積の分かる資料（室別面積表）
- ⑪ 設計書又は見積書
- ⑫ 工程表
- ⑬ その他参考となる資料（利用希望者数に関する資料、土地現況写真、土地の登記簿謄本、寄付確約書等）

（注1）補助を希望しない事業については、（1）②のみの作成でよい

（注2）（2）⑧～⑬については、様式任意

3 その他参考事項

- (1) 提出いただいた調査結果に基づき、10月以降にヒアリングが行われる予定です。
（日程は後日通知）
- (2) 本調査はあくまでも県が整備計画を把握するためのものです。

県及び市町障害福祉計画との関係により、当該整備計画について、指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所として整備を認められない場合があります。

また、事業者が施設整備に係る補助を必要とする場合は、ヒアリングを実施した後、当該計画を国庫補助協議等の対象とするのかどうかを検討しますので、ご期待に添えない場合がありますので、十分ご留意をお願いします。

(3) 令和3年度社会福祉施設等施設整備に係る補助制度について

- ① 県補助金を見込む際には、参考資料の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」等を参考に積算願います。
- ② 現時点では、県単独補助制度はありません。
- ③ 公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであり、本補助制度の対象とはなりません。

4 問合せ先（兵庫県庁：代表 078-341-7711）

対象施設等によって問合せ先が異なります。

対象施設等	問合せ先
下記以外の施設等	兵庫県 障害福祉課 障害施設整備班
1 (1) のうち 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	兵庫県 ユニバーサル推進課 障害者就労支援班
1 (3) のうち 盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	兵庫県 ユニバーサル推進課 社会参加支援班

5 参考資料

- (1) 障害者(児)施設整備の手引き
- (2) 障害者施設整備費補助協議事前審査事項
- (3) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
- (4) 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱
- (5) 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて
- (6) 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
- (7) 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
- (8) 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて

- (9) 社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて
- (10) 生産設備の近代化にかかる国庫補助の取扱いについて
- (11) 社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて
- (12) 社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて